

弥彦村「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱

令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、出会い機会の創出及び結婚の促進に資することを目的として、新潟県婚活マッチングシステム(「ハートマッチにいがた」(以下「システム」という。))への登録料に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、弥彦村補助金等交付規則(昭和33年弥彦村規則第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村に住民登録をしている者
- (2) 年齢が20歳以上で、結婚を望んでいる独身者
- (3) 村税等を滞納していない者
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、婚活事業を利用するために要する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新潟県の運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の利用規約に規定される入会登録に掛かる費用。ただし、割引を受けた場合は割引後の費用とし、この要綱の施行日以後に入会登録したものに限る。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1回に限り補助するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、弥彦村「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、弥彦村に提出しなければならない。

- (1) システム登録料に係る領収書等の写し
- (2) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

2 前項の申請は、事業実施年度の3月31日までに提出しなければならない。

(交付決定兼額の確定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、交付又は不交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し、弥彦村「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第7条 村長は、前条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補

助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。